## 書面による計算報告

**免責許可申立てに関する意見申述期間**

## 特別清算開始

**令和７年（ヒ）第９号**
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八山椒堂
代表清算人　辻口　　智
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

**令和７年（ヒ）第１０号**
京都市伏見区深草稲荷御前町68
清算株式会社　株式会社伍八堂フードシステム
代表清算人　辻口　　智
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

**令和７年（ヒ）第１１号**
京都府京田辺市三山木野神86番地１
清算株式会社　阪神管財株式会社
代表清算人　大竹　政則
1　決定年月日　令和７年５月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

## 特別清算終結

**令和６年（ヒ）第２０５４号**
東京都新宿区新宿２丁目５番10号
清算株式会社　Ｒｅｍｕｎｅｒａ　Ｊｏｒｕｄａｎ株式会社
1　決定年月日　令和７年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第３号**
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの清算第三株式会社
1　決定年月日　令和７年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所民事部

**令和６年（ヒ）第１００３号**
島根県松江市嫁島町３番23号
清算株式会社　株式会社エス・ビーフーズ
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

**令和６年（ヒ）第８号**
徳島市東沖洲２丁目１番地15
清算株式会社　株式会社ＩＳＴ
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

**令和６年（ヒ）第２号**
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触296番地１
清算株式会社　白川商事株式会社
代表清算人　白川　文子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所壱岐支部

**令和６年（ヒ）第１３号**
熊本県菊池市泗水町吉富2459番地１
清算株式会社　株式会社ヘルシーグリーン九州
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

## 特別清算協定認可

**令和７年（ヒ）第２号**
千葉県流山市大字鰭ヶ崎1475番地の143
清算株式会社　株式会社松井商店
代表清算人　松井　敬子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権額一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、別表「債権額一覧表」記載の「債権額」とする。
2　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
3　協定債権の弁済及び免除
清算株式会社は、本協定認可決定確定後、１カ月以内に、次の方法により弁済を行い、免除を受ける。
⑴　資産換価代金から清算結了までに発生した又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、解散及び特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除して弁済原資総額を算定する。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑵　弁済原資総額を各協定債権額に応じて按分して各協定債権者に対する弁済額を算定し、各協定債権者に対して、各協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により弁済として支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。
⑶　各協定債権者は、上記⑵により弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
⑷　上記⑵による弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、各協定債権者が上記⑶により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
（別表省略）
以上
千葉地方裁判所松戸支部民事部

## 監督命令取消

## 事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

**令和６年（再）第３５号**
石川県金沢市浅野本町１丁目10番10号
再生債務者　株式会社ＡＤＩ．Ｇ
決定の要旨　令和７年５月１日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和７年５月21日
東京地方裁判所民事第20部